

# 釧路市地域公共交通計画(旧地域公共交通網計画)の変更について

## 【変更のポイント】

- ・地域公共交通計画(旧地域公共交通網形成計画)と補助制度(地域公共交通確保維持事業)の連動化

## 地域公共交通網形成計画の変更の必要性について

### (1) 地域公共交通活性化再生法の改正(令和2年11月)

- ・法定計画策定が努力義務化・・・原則として全ての地方公共団体に計画策定が必要
- ・法定計画の策定を補助要件化・・・計画策定しなければ国庫補助が受けられない

釧路市はすでに計画を策定しているものの、記載事項に不足があるため、計画を変更(項目追加)する必要がある

### (2) 地域公共交通計画と連動した補助制度

#### これまでの補助制度

#### 生活交通確保維持改善計画の記載事項

- ・地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
- ・地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
- ・目標を達成するために行う事業及び実施主体
- ・地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運行予定者
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
- ・補助を受けようとする手続に係る利用状況等の継続的な測定手法
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(幹線系統のみ)
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- ・その他、詳細な事項

#### 地域公共交通計画と連動した補助制度

#### 地域公共交通計画「本体」に位置付ける事項

- ①地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統(補助系統)の地域の公共交通における位置付け・役割
- ②上記の位置付け等を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性
- ③補助系統に係る事業及び実施主体の概要
- ④地域公共交通計画全体の定量的な目標・効果とその評価手法

内容の整合性

#### 地域公共交通計画「別紙」として提出する事項(毎年度提出)

- ・地域公共交通確保維持事業の内容及び実施主体に関する詳細
- ・補助系統の概要及び運送予定者
- ・補助系統に関する定量的な目標・効果及びその評価手法・測定方法
- ・地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者、負担額
- ・地域公共交通確保維持事業の生産性を向上させる取組(幹線系統のみ)
- ・車両の取得や貨客混載の導入等に関する事項
- ・その他、詳細な事項

毎年6月頃開催の協議会にて、生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画)を承認

毎年度、国が地域公共交通計画(補助関連部分+別紙)を認定。事業実施後、事業評価(自己評価・国による評価)を実施。

釧路市地域公共交通網形成計画 新旧対照表

変 更 前	変 更 後
(表紙)	(表紙)
釧路市地域公共交通網形成計画	<u>釧路市地域公共交通計画</u>
平成29年6月	平成29年6月 <u>令和6年6月変更</u>
目 次	目 次
第1章 はじめに……………1	第1章 はじめに…………… 1
1-1 計画策定の目的……………1	1-1 計画策定の目的……………1
1-2 計画の区域……………1	1-2 計画の区域……………1
1-3 計画の対象期間……………1	1-3 計画の対象期間……………1
1-4 計画の位置づけ……………2	1-4 計画の位置づけ……………2
第2章 上位・関連計画に示されたまちづくりの方向性……………3	第2章 上位・関連計画に示されたまちづくりの方向性…………… 3
2-1 上位計画……………3	2-1 上位計画……………3
2-2 関連計画……………4	2-2 関連計画……………4
第3章 公共交通をとりまく現状と課題……………12	第3章 公共交通をとりまく現状と課題…………… 12
3-1 地域特性……………12	3-1 地域特性……………12
3-2 公共交通の概況……………27	3-2 公共交通の概況……………27
3-3 各種調査結果の概要……………37	3-3 各種調査結果の概要……………37
3-4 公共交通の課題整理……………85	3-4 公共交通の課題整理……………85
第4章 地域公共交通網形成計画の基本方針及び目標……………96	第4章 <u>地域公共交通計画</u> の基本方針及び目標…………… 96
4-1 基本方針……………96	4-1 基本方針……………96
4-2 基本方針に係る施策……………97	4-2 基本方針に係る施策……………97
4-3 釧路市における公共交通網の考え方……………98	4-3 釧路市における公共交通網の考え方……………98
4-4 釧路市のめざす公共交通像……………99	4-4 釧路市のめざす公共交通像……………99
第5章 計画に位置付ける取組み及び実施主体……………101	第5章 計画に位置付ける取組み及び実施主体…………… 101
5-1 今後の取組み内容……………101	5-1 今後の取組み内容……………101
第6章 計画の進行管理……………118	第6章 計画の進行管理…………… 118
6-1 計画全体フロー……………118	6-1 計画全体フロー……………118
6-2 評価指標の設定……………120	6-2 評価指標の設定……………120
6-3 計画達成状況の評価に関する事項……………124	6-3 計画達成状況の評価に関する事項……………124
6-4 取組みの想定スケジュール……………126	6-4 取組みの想定スケジュール……………126

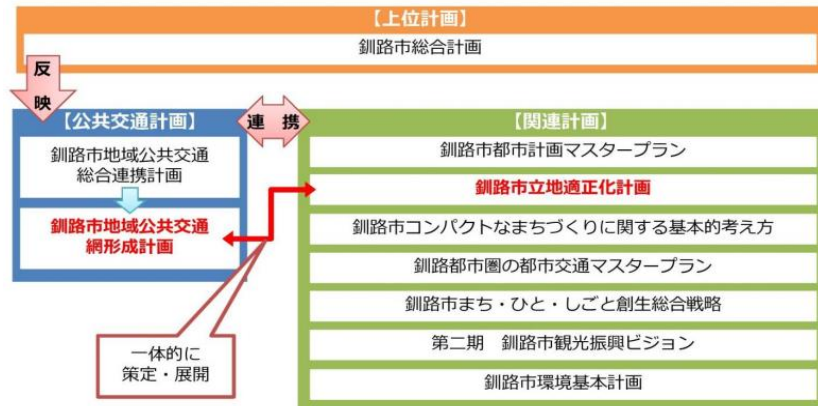
変更前

第1章 はじめに

1-1 計画策定の目的  
(中略)

そこで、本計画では釧路市の上位・関連計画との連携を図り、さらに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）が施行されたことを受け、持続可能な公共交通網の形成を目的に、「釧路市にとって望ましい公共交通網の姿」を明らかにするマスタープランとして、市民や交通事業者等との連携による「釧路市地域公共交通網形成計画」を策定する。

1-4 計画の位置づけ  
(中略)



	計画名	計画期間
上位計画	釧路市総合計画	平成20～29年度
関連計画	釧路市都市計画マスタープラン	平成13～32年度
	釧路市立地適正化計画	平成28～47年度
	釧路市コンパクトなまちづくりに関する基本的考え方	平成24年度策定
	釧路都市圏の都市交通マスタープラン	平成24～42年度
	釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略	平成27～31年度
	第二期 釧路市観光振興ビジョン	平成29～38年度
交通計画	釧路市環境基本計画	平成23～32年度
	釧路市地域公共交通総合連携計画	平成21～30年度

※上位計画として、「釧路市まちづくり基本構想」を策定中

変更後

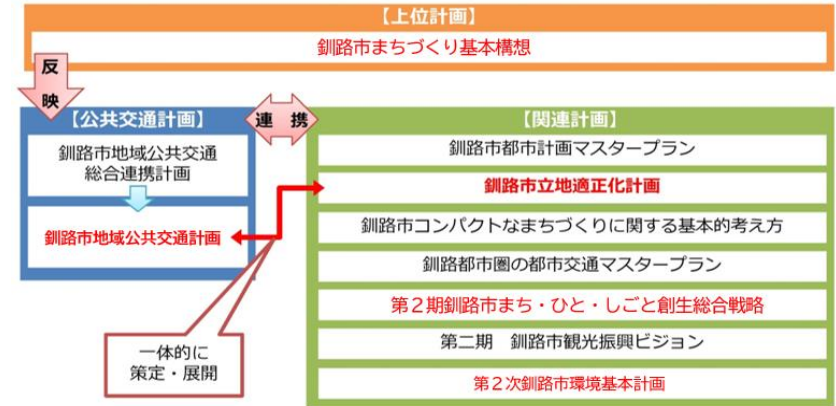
第1章 はじめに

1-1 計画策定の目的  
(中略)

そこで、本計画では釧路市の上位・関連計画との連携を図り、さらに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第41号）が施行されたことを受け、持続可能な公共交通網の形成を目的に、「釧路市にとって望ましい公共交通網の姿」を明らかにするマスタープランとして、市民や交通事業者等との連携による「釧路市地域公共交通網形成計画」を策定。

また、令和2年11月の改正地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の施行に伴い、地域公共交通計画の作成が地域公共交通確保維持事業による補助要件として定められた。これを受け、当該事業による補助が必要な路線については、補助の必要性や有効性、定量的な目標等も含めて地域公共交通計画の中に位置付ける必要があるため、釧路市地域公共交通網形成計画の基本的な考え方を踏襲し、新たに「釧路市地域公共交通計画」を策定する。

1-4 計画の位置づけ  
(中略)



	計画名	計画期間
上位計画	釧路市まちづくり基本構想	平成30～令和9年度
関連計画	第二次釧路市都市計画マスタープラン	令和2～22年度
	釧路市立地適正化計画	平成28～47年度
	釧路市コンパクトなまちづくりに関する基本的考え方	平成24年度策定
	釧路都市圏の都市交通マスタープラン	平成24～42年度
	第2期釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和2～6年度
	第二期 釧路市観光振興ビジョン	平成29～38年度
交通計画	第2次釧路市環境基本計画	令和3～12年度
	釧路市地域公共交通総合連携計画	平成21～30年度

変 更 前

第2章 上位・関連計画に示されたまちづくりの方向性  
本計画の上位・関連計画に位置づけられる核計画の概要を次に整理する。

2-1 上位計画

(1) 釧路市総合計画

計画名	釧路市総合計画
計画期間	平成 20 年度～平成 29 年度
将来都市像	自然とまちの魅力が賑わいを創り活力みなぎる 環境・交流都市「釧路」
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活力に満ちた産業を育て、未来を切り拓くまちづくり</li> <li>・共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり</li> <li>・自然と都市とが調和した、住みよい魅力あるまちづくり</li> <li>・心豊かな人を育み、文化を創造するまちづくり</li> <li>・市民と協働で創る、自立したまちづくり</li> </ul>
公共交通に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の生活交通の確保</li> </ul> <p>公共交通事業者をはじめとした関係機関との連携、協力を図りながら、市民の需要に応じた生活交通の確保に努める。</p>
公共交通に関する事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方バス路線の維持</li> </ul> <p>通勤、通学、買い物など、市民の日常生活に必要で身近な交通手段として、バス路線の維持に努める。</p>

2-2 関連計画

(1) 釧路市都市計画マスタープラン

計画名	釧路市都市計画マスタープラン
計画期間	平成 13 年度～平成 32 年度 (平成 20 年度見直し)
まちの将来像	大自然に生まれ、ひと・モノが行き交う東北海道の中核都市
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・豊かな生活環境を創造するまちづくり</li> <li>・環境負荷の小さいコンパクトなまちづくり</li> <li>・産業を支えるまちづくり</li> <li>・地域間の暮らしをつなぐまちづくり</li> <li>・多様な交流が生まれるまちづくり</li> <li>・豊かな自然を身近に感じるまちづくり</li> </ul>

変 更 後

第2章 上位・関連計画に示されたまちづくりの方向性  
本計画の上位・関連計画に位置づけられる核計画の概要を次に整理する。

2-1 上位計画

(1) 釧路市まちづくり基本構想

計画名	釧路市まちづくり基本構想
計画期間	平成 30 年度～令和 9 年度
将来都市像	つながる まち・ひと・みらい ひがし北海道の拠点都市・釧路
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・未来を担う子どもを育てるまちづくり</li> <li>・すべてのひとが活躍できるまちづくり</li> <li>・地域の経済と産業が雇用を支えるまちづくり</li> <li>・誰もが安全に安心して暮らせるまちづくり</li> <li>・自然と都市とが調和した持続可能なまちづくり</li> </ul>
公共交通に関する施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な公共交通網の形成</li> </ul> <p>利便性が高く効率的な公共交通網を形成し、併せて利用促進のための情報提供方法の改善や利用環境の整備を図り、誰もが利用しやすく持続可能な公共交通を実現するため、バスや鉄道などの交通事業者や関係機関と連携しながら、市民と協働する交通まちづくりを推進する。</p>

2-2 関連計画

(1) 第2次釧路市都市計画マスタープラン

計画名	第2次釧路市都市計画マスタープラン
計画期間	令和 2 年度～令和 22 年度
まちの将来像	ゆったりと時の流れる大地に抱かれながら、安らぎ、喜び、楽しみを感じてずっと暮らせるまち
基本目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全で心地よく暮らせるまちづくり</li> <li>・豊かな自然を身近に感じる持続可能なまちづくり</li> <li>・産業を支えるまちづくり</li> <li>・地域の価値が高まり多様な結びつきが生まれるまちづくり</li> </ul>

変 更 前

公共交通に関  
する施策

●交通体系整備方針  
・公共交通（バス・鉄道）の充実

①バス  
バス事業者との協議により、車からバスへの利用転換促進や利用者の利便性向上を図るため、低床式バスの導入や地域コミュニティバスの検討、路線網や運賃体系の検討、公共交通利用キャンペーン等を進めていく。

②鉄道  
道央圏と結ぶ列車の高速化事業は、時間距離の短縮により移動機会の確保と人的交流の拡大が図られ、地域の経済や産業、文化などの一層の振興が期待される取組みである。このため、今後とも本数増と更なる高速化について関係機関に要請を行っていく。

●福祉のまちづくり方針  
・公共交通機関施設のバリアフリー化推進  
公共交通機関の施設については、釧路市障がい者福祉計画や北海道福祉のまちづくり条例並びにバリアフリー新法の趣旨に即した整備を誘導する。  
また、高齢者や障がいのある人にとって公共交通機関は重要な移動手段であり、現在運行されている交通サービスの維持・充実を図る必要があることから、移動円滑な施設の整備、車両等の導入などにより、移動しやすい公共交通網の実現誘導を進める。

変 更 後

公共交通に関  
する施策

●交通体系整備方針  
・公共交通（バス・鉄道）

①バス  
都心部、鳥取大通、桜ヶ岡などの乗換拠点としての機能を強化し、拠点を中心とした公共交通基幹軸の活性化や、居住と拠点を結ぶ生活交通の充実を図る再編の実施などにより、持続可能な公共交通網の形成に努める。

②鉄道  
通学や通院など地域住民の安心安全な生活を守りながら、道東地域における広域周遊観光に重要であるとともに、道内他都市を有機的に結び、地域の経済を支えていることから、関係機関と連携し、鉄道網の維持、活性化のための取組みを進めていく。

変 更 前

(5) その他の関連計画

計画の名称等 (計画期間)	公共交通に関する施策・事業等
釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (平成 27 年度 ～平成 31 年度)	<p>〈施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●交通ネットワークの充実</li> <li>・公共交通の維持確保と再構築</li> </ul> <p>バス路線や乗合タクシーなどへの必要な運行支援を行い、「生活の足」を確保するとともに、住民が地域で安心して住み続けていくことができるよう、公共交通ネットワークの維持確保と再構築を図る。</p>
第二期 釧路市観光振興ビジョン (平成 29 年度 ～平成 38 年度)	<p>〈施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●“陸・海・空” 交通インフラ&amp;ネットワーク整備</li> </ul> <p>国内はもとより世界から来訪者を迎える空港や駅といった玄関口の利便性やサービスを充実させるとともに、道の駅やバスターミナルなどの交通拠点となる場所・施設、そしてそれらを結ぶ道路などの整備を進める。また、釧路市と国内外を結ぶ交通アクセス（一次交通）や地域内の交通アクセス（二次交通）、観光案内サイン等も併せて整備を進める。</p> <p>交通インフラや交通ネットワークは、その整備状況や利用状況、また外部環境によって施設の置かれる環境が変化することから、周辺地域との関係や広域的な位置づけを意識しつつ、多くの人々が利用する場所として多面的・複合的な機能を意識しながら運営、整備を進める。</p> <p>〈事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通拠点の充実・強化</li> <li>・二次交通の維持・強化</li> </ul>
釧路市環境基本計画 (平成 23 年度 ～平成 32 年度)	<p>〈施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地球環境の保全</li> </ul> <p>オゾン層の破壊、酸性雨、海洋汚染などの地球環境問題は、日常生活や事業活動が原因であることから、原因物質の適正な処理、削減を進める。</p> <p>〈事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市全体として、徒歩や自転車、公共交通機関での移動に努めるとともに、自動車を利用する場合は、アイドリングストップなどのエコドライブを心掛ける。</li> </ul>

変 更 後

(5) その他の関連計画

計画の名称等 (計画期間)	公共交通に関する施策・事業等
第 2 期 釧路市まち・ひと・しごと創生総合戦略 (令和 2 年度 ～令和 6 年度)	<p>〈施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通の維持確保と再構築</li> </ul> <p>バス路線や乗合タクシーなどへの必要な運行支援を行い、「生活の足」を確保するとともに、住民が地域で安心して住み続けていくことができるよう、公共交通ネットワークの維持確保と再構築を図る。</p>
第二期 釧路市観光振興ビジョン (平成 29 年度 ～平成 38 年度)	<p>〈施策〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●“陸・海・空” 交通インフラ&amp;ネットワーク整備</li> </ul> <p>国内はもとより世界から来訪者を迎える空港や駅といった玄関口の利便性やサービスを充実させるとともに、道の駅やバスターミナルなどの交通拠点となる場所・施設、そしてそれらを結ぶ道路などの整備を進める。また、釧路市と国内外を結ぶ交通アクセス（一次交通）や地域内の交通アクセス（二次交通）、観光案内サイン等も併せて整備を進める。</p> <p>交通インフラや交通ネットワークは、その整備状況や利用状況、また外部環境によって施設の置かれる環境が変化することから、周辺地域との関係や広域的な位置づけを意識しつつ、多くの人々が利用する場所として多面的・複合的な機能を意識しながら運営、整備を進める。</p> <p>〈事業〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交通拠点の充実・強化</li> <li>・二次交通の維持・強化</li> </ul>
第 2 次 釧路市環境基本計画 (令和 3 年度 ～令和 12 年度)	<p>〈施策の方向性〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●<u>温暖化防止のための行動の推進</u></li> <li><u>エコドライブの推進、公共交通機関の利用を促進する。</u></li> </ul>

変更前

3-2 公共交通の概況

(1) 釧路市内を運行する公共交通

釧路市内を運行する公共交通は、根室本線及び釧網本線のJR線の他、バス事業者2社による51路線68系統のバス及び阿寒地域における乗合タクシー等が運行している。

また、P30～32に市内を運行する公共交通網を整理する。

表1 市内を運行するJR線

運行地区	JR路線名	駅名
釧路市街地	根室本線	大楽毛駅
		新大楽毛駅
		新富士駅
		釧路駅
		東釧路駅
		武佐駅
		東釧路駅
音別地域	釧網本線	直別駅
		尺別駅
		音別駅
		音別駅

表2 市内を運行するバス路線等(くしろバス(株)路線)

運行事業者	路線名	系統名	バス停数	延長(km)	平均所要時間(分)
くしろバス(株)	たくぼく循環線	内回り	29	9.2	35
		外回り	28	9.2	35
	若草団地線	第2若草団地発着	27	9.4	35
	若草団地線(系統の2)	釧路駅～北陽高校～湖陵高校	4	2.5	15
	武佐線	第2若草団地発着	27	8.7	35
		春採SC発着	30	10.2	35
	武佐線(系統の3)	愛国～第2若草団地	44	15.7	60
	鶴ヶ岱線	大楽毛分岐～東高校	37	15.3	55
		音別駅～市立病院	74	50.0	100
		大楽毛分岐～市立病院	40	18.1	55
	明輝高校線	-	14	5.7	25
	学園線	-	30	10.3	45
	豊美線	-	31	9.6	35
		湿原の風アリーナ経由	33	11.7	40

変更後

3-2 公共交通の概況

(1) 釧路市内を運行する公共交通

釧路市内を運行する公共交通は、根室本線及び釧網本線のJR線の他、バス事業者2社による49路線59系統のバス及び阿寒地域における乗合タクシー等が運行している。

また、P30～32に市内を運行する公共交通網を整理する。

表1 市内を運行するJR線

運行地区	JR路線名	駅名
釧路市街地	根室本線	大楽毛駅
		新大楽毛駅
		新富士駅
		釧路駅
		東釧路駅
		武佐駅
		東釧路駅
音別地域	釧網本線	直別駅
	根室本線	音別駅

表2 市内を運行するバス路線等(くしろバス(株)路線)

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	補助事業の活用	バス停数	延長(km)
たくぼく循環線(旭町S・C内)	釧路駅前	アサ"よねまち	釧路駅前	4条乗合	-	29	9.2
たくぼく循環線(旭町S・C外)	釧路駅前	アサ"よねまち	釧路駅前		-	28	9.2
たくぼく循環線(十字街)	釧路駅前	アサ"よねまち	釧路駅前		-	24	6.7
若草団地線(系統1)	釧路駅前	市立病院	第2若草団地		市単独補助	27	9.4
若草団地線(系統2)	釧路駅前	北陽高校	湖陵高校		-	4	2.5
武佐線(系統1)	釧路駅前	清明小学校	第2若草団地		市単独補助	27	8.7
武佐線(系統2)	釧路駅前	清明小学校	春採S・C		市単独補助	32	10.2
鶴ヶ岱線(系統1)	大楽毛分岐	星が浦大通	東高校		-	37	15.3
鶴ヶ岱線(系統2)	白樺高校	星が浦大通	市立病院		-	62	37.6
鶴ヶ岱線(系統3)	大楽毛分岐	星が浦大通	市立病院		-	37	16.8
豊美線	釧路駅前	イノ釧路店	湿原の風アリーナ		地域間幹線	31	9.6
文苑公住線(系統1)	孝仁会記念病院	釧路駅前	緑ヶ岡		市単独補助	38	13.1
文苑公住線(系統2)	孝仁会記念病院	釧路駅前	緑ヶ岡		市単独補助	42	14.1
白樺春採ショッピングセンター線	白樺台	白樺カミナ	釧路駅前		広域生活	43	14.1
白樺線(湖陵高校経由)	釧路駅前	白樺カミナ	白樺台		市単独補助	36	12.9
白樺線(千代の浦経由)	釧路駅前	桜ヶ岡通	白樺台		-	26	9.5

変更前

変更後

運行事業者	路線名	系統名	バス停数	延長(km)	平均所要時間(分)
くしろバス(株)	文苑公住線	新橋大通 6 丁目経由	38	13.1	55
		協立病院経由	42	14.1	55
	文苑公住線 (系統の 3)	くしろバス～白樺入口	39	14.7	60
	白樺線 (湖陵)	晴海団地経由	42	13.8	45
		湖陵高校経由	28	10.9	40
		コーチャンフォー経由	27	10.6	40
	白樺線 (千代の浦)	-	26	9.5	35
	霧多布線	-	100	105.1	155
	新富士新野線	-	55	22.1	65
	イオン新富士線	-	26	8.2	20
	昆布森線	昆布森～釧路駅前	62	24.6	60
	昆布森線 (系統の 2)	岩見浜～釧路駅前	49	20.1	45
	別保線	-	45	18.5	55
	遠矢線	-	46	20.6	55
	白糖線	白糖高校まで	61	35.0	60
		音別駅まで	67	47.0	75
	大楽毛線	-	37	14.1	40
	浄水場線	-	19	6.2	30
	晴海線	-	33	10.9	35
	南北線	-	54	18.1	80
		釧路駅前止まり	25	8.8	30
	愛国線	くしろバス～白樺入口	46	16.0	55
	愛国線 (系統の 2)	美原 4 丁目～白樺入口	29	12.2	55
	東西線	-	47	17.5	55
	美原線 (芦野)	-	29	9.6	35
	美原線 (大曲)	-	26	8.9	35
	昭和線	-	34	11.2	40
		商業高校止まり	24	7.4	30
	イオン昭和線	-	27	8.8	35
	イオン線	-	52	17.7	55
	イオン釧路線	-	18	6.4	25
	高専線	三映団地発	61	33.9	85
		国誉 5 丁目発	35	19.9	60
	たんちよう線	-	52	18.3	65
音別線	-	23	33.0	45	

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	補助事業の活用	バス停数	延長(km)
厚岸・釧路線	くしろバス本社	別保駅	子野日公園		地域間幹線	84	66.1
新富士新野線	釧路駅	伊昭和店	新野団地		市単独補助	55	22.1
イオン新富士線	釧路駅	新富士 2 丁目	伊昭和店		市単独補助	26	8.8
昆布森線	昆布森	城山	白樺台		-	8	7.6
毘沙門線	三ツ浦	白樺カミナリ	釧路駅前		市単独補助	39	15.9
別保線	釧路駅前	東陽中通	双河辺		広域生活	43	18.3
遠矢線	釧路駅前	自衛隊入口	三映団地		地域間幹線	47	20.6
白糖線 (系統 1)	白糖高校	大楽毛駅前	釧路駅前		地域間幹線	62	35.0
大楽毛線	高専	鳥取分岐	釧路駅前		市単独補助	36	14.1
晴海線	釧路駅前	中央通	白樺台		広域生活	33	10.9
南北線 (系統 1)	第 2 若草団地	富士見 3 丁目	東高校		地域間幹線	54	18.7
南北線 (系統 2)	第 2 若草団地	市立病院	釧路駅前		-	25	7.8
附属スクール線	くしろバス本社	木場 1 丁目	白樺入口		-	32	13.1
美原線 (芦野経由)	釧路駅前	柳橋通	孝仁会記念病院		市単独補助	28	9.6
美原線 (大曲経由)	釧路駅前	大曲	美原		補助なし	25	8.9
昭和線	釧路駅	鳥取大通 2 丁目	釧路北病院前		市単独補助	34	11.2
イオン昭和線	釧路駅前	中園通	伊昭和店		市単独補助	27	8.9
イオン線	伊昭和店	伊釧路店	博物館		地域間幹線	53	18.2
イオン釧路線	釧路駅前	共栄大通 7 丁目	伊釧路店		-	19	6.4
イオン美原線	釧路駅前	伊釧路店	孝仁会記念病院		地域間幹線	29	8.9
高専線 (系統 1)	三映団地	東高校	高専		-	61	33.9
高専線 (系統 2)	東高校	くしろバス本社	高専		-	33	19.0
たんちよう線	まりも団地	伊昭和店	伊釧路店		地域間幹線	53	19.2
循環バスぐるっと	伊昭和店	スーパーアーク鳥取大通店	伊昭和店		フィーダー	31	10.7
根室線	根室交通営業所	厚床駅前	くしろバス本社		地域間幹線	30	142.5



変更前

表 3 市内を運行するバス路線等（阿寒バス(株)路線）

運行事業者	路線名	系統名	バス停数	延長(km)	平均所要時間(分)
阿寒バス(株)	鶴野ニュータウン線	ニュータウン～市立病院	37	14.3	40
		イオン昭和店経由	42	14.5	45
	昭和線	商業高校線	25	8.6	30
		昭和小学校経由	27	8.8	35
		イオン昭和店経由	28	9.7	40
	大楽毛線	星が浦北通経由	40	16.1	50
		国道経由	36	14.2	45
	高専まリモ線	-	46	17.4	55
	釧路羅臼線	-	100	165.9	230
	釧路標津線	-	66	116.7	170
	鶴居線	-	32	41.0	80
	鶴居スクール線	-	48	39.7	75
	幌呂線	-	43	50.6	90
	阿寒本町線（山花）	山花経由	63	38.5	80
	阿寒本町線（大楽毛）	大楽毛経由	65	36.4	75
		大楽毛経由	54	33.8	70
	山花リフレ線	大楽毛経由	51	24.1	60
		鶴野経由	51	24.1	60
	阿寒線	-	78	78.6	110
	空港連絡バス	-	16	22.7	55

表 4 市内を運行するバス路線等（運行委託路線）

運行事業者	路線名	系統名	バス停数	延長(km)	所要時間(分)
イ観(旬)光阿寒ヤ八	乗合タクシー-布伏内線	-	6	-	30
	仁々志別線	-	17	37.5	45

変更後

表 3 市内を運行するバス路線等（阿寒バス(株)路線）

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	補助事業の活用	バス停数	延長(km)
鶴野市立病院線	市立病院	鶴野小学校、釧路駅	ニュータウン入口	4条乗合	市単独補助	37	14.3
昭和線	鳥取大通2丁目	伊昭和店、釧路北病院前	鳥取大通2丁目		市単独補助	36	11.3
大楽毛線（星が浦北通経由）	釧路駅前	鳥取分岐	高専前		市単独補助	40	16.1
大楽毛線（国道経由）	釧路駅前	鳥取分岐	高専前		市単独補助	36	14.2
釧路羅臼線	市立病院前	中標津ファミル	羅臼営業所		地域間幹線	100	165.3
釧路標津線	市立病院	中標津ファミル	標津営業所		市単独補助	126	115.9
鶴居線	市立病院	鳥取分岐	グリーンパークつるい		地域間幹線	66	41.0
鶴居スクール線	グリーンパークつるい	鳥取分岐	市立病院		-	48	39.7
阿寒本町線（山花経由）	鳥取大通2丁目	山花温泉リル	阿寒診療所		市町村生活	62	38.5
阿寒本町線（大楽毛経由）	市立病院前	大楽毛駅前	阿寒診療所		市単独補助	64	36.4
イオン鶴野線	伊昭和店	鳥取大通9丁目	ニュータウン入口		フィーダー	19	6.9
イオン高専線	伊昭和店	星が浦大通3丁目	高専前		フィーダー	25	10.5
イオンリフレ線（鶴野経由）	伊昭和店	鶴野小学校	山花温泉リル		フィーダー	30	16.5
イオンリフレ線（大楽毛経由）	伊昭和店	星が浦大通4丁目	山花温泉リル		フィーダー	32	26.2
②イオンリフレ線（大楽毛経由）	山花温泉リル	星が浦大通4丁目	伊昭和店		フィーダー	31	20.8
山花リフレ線（鶴野経由）	釧路駅前	西通	山花温泉リル		市単独補助	52	24.1
阿寒線	釧路駅前	釧路空港	阿寒湖 BC		地域間幹線	78	78.6
空港連絡バス	「イオンマズ」MOO	-	釧路空港		-	16	22.5

表 4 市内を運行するバス路線等（区域運行路線）

運行事業者	系統名	経由地営業区域	事業許可区分	補助事業の活用	バス停数	延長(km)
(有)阿寒観光ハイヤー	布伏内線	布伏内地区	4条乗合	-	6	-
	仁々志別線	仁々志別、共和地区			26	
釧路市	首別線（霧里・茶室別）	中音別、上音別、二俣、霧里、茶室別、川西地区	自家用有償	フィーダー	15	-
	首別線（尺別・直別）	尺別、海光地区			15	
まリモ交通(株)	桂恋三津浦線	桂恋、三津浦地区	4条乗合	-	5	-

変更前

第4章 地域公共交通網形成計画の基本方針及び目標

4-1 基本方針

釧路市における上位・関連計画や公共交通の課題を踏まえ、釧路市地域公共交通網形成計画の基本的な方向性を次のとおり定める。

4-3 釧路市における公共交通網の考え方  
(中略)

変更後

第4章 地域公共交通計画の基本方針及び目標

4-1 基本方針

釧路市における上位・関連計画や公共交通の課題を踏まえ、釧路市地域公共交通計画の基本的な方向性を次のとおり定める。

4-3 釧路市における公共交通網の考え方  
(中略)

(3) 補助系統の地域公共交通における位置づけ・役割

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統（補助系統）の地域の公共交通における位置づけ・役割は以下のとおりとする。

表 5 補助系統の地域公共交通における位置づけ・役割

分類	運行区間	系統名	役割	維持・確保の方針
釧路市・地域中心都市間を結ぶ広域交通（地域間幹線系統）	釧路市～釧路町	遠矢線、たんちよう線、南北線（系統1）、豊美線、イオン美原線、イオン線	通勤・通学・買い物・通院など、多様な目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統）等を活用し、利用促進策等を実施しながら、持続可能な移動手段を確保する。釧路町の計画と連携し、今後、必要に応じて運行形態の見直し等を検討する。
	釧路市～釧路町～厚岸町	厚岸釧路線	通学を主に、通院・買い物・通勤など多様な目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統）等を活用し、利用促進策等を実施しながら、持続可能な移動手段を確保する。釧路町及び厚岸町の計画と連携し、今後、必要に応じて運行形態の見直し等を検討する。
	釧路市～釧路市（阿寒地域）	阿寒線	通学・通院など多様な目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間。観光目的利用も多い区間	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統）を活用し、利用促進策等を実施しながら、持続可能な移動手段を確保する。今後、必要に応じて運行形態の見直し等を検討する。
	釧路市～鶴居村	鶴居線	通学・通院・買い物など多様な目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間。観光目的利用も多い区間	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統）を活用し、利用促進策等を実施しながら、持続可能な移動手段を確保する。鶴居村の計画と連携し、今後、必要に応じて運行形態の見直し等を検討する。
	釧路市～白糠町～釧路市	白糠線（系統1）	通学・通勤・通院・買い物など、多様な目的で利用されており、地域住民の生活に欠かせない区間	地域公共交通確保維持改善事業（地域間幹線系統）等を活用し、利用促進策等を実施しながら、持続可能な移動手段を確保する。白糠町の計画と連携し、今後、必要に応じて運行形態の見直し等を検討する。

変 更 前

変 更 後

	<p>釧路市～釧路町 ～標茶町～別海 町～中標津町～ 標津町～羅臼町</p>	<p>釧路羅臼線</p>	<p>通院・通勤などの目的で利用されており、 地域住民の生活に欠かせない区 間。また、観光目的の利用も多い区間</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業（地域 間幹線系統）を活用し、利用促進策等 を実施しながら、持続可能な移動手段 を確保する。住民等の利用実態やニー ズを踏まえたダイヤの設定等、公共交 通の最適化を図りながら、公共交通サ ービスを維持していく。</p>
	<p>釧路市～釧路町 ～浜中町～根室 市</p>	<p>根室線</p>	<p>通院などの目的で利用されており、地 域住民の生活に欠かせない区間</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業（地域 間幹線系統）を活用し、利用促進策等 を実施しながら、持続可能な移動手段 を確保する。住民等の利用実態やニー ズを踏まえたダイヤの設定等、公共交 通の最適化を図りながら、公共交通サ ービスを維持していく。</p>
<p>幹線系統や拠点へ接続する生活交通（地域内フィーダー系統）</p>	<p>釧路市</p>	<p>循環バスぐるっと、イオン鶴野 線、イオン高専線、イオンリフ レ線（鶴野経由）、イオンリフ レ線（大葉毛経由）、②イオン リフレ線（大葉毛経由）</p>	<p>買い物などの目的で利用されており、 地域住民の生活に欠かせない区間</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業（地域 内フィーダー系統）を活用し、利用促 進策等を実施しながら、持続可能な移 動手段を確保する。今後、必要に応じ て運行形態の見直し等を検討する。</p>
		<p>桂恋三津浦線</p>	<p>通院・買い物などの目的で利用されて おり、地域住民の生活に欠かせない区 間</p>	
	<p>釧路市（阿寒町）</p>	<p>布伏内線、仁々志別線</p>	<p>通院・通学などの目的で利用されてお り、地域住民の生活に欠かせない区間</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業（地域 内フィーダー系統）を活用し、利用促 進策等を実施しながら、持続可能な移 動手段を確保する。今後、必要に応じ て運行形態の見直し等を検討する。</p>
	<p>釧路市（音別町）</p>	<p>音別線（霧里・茶支別）、音別 線（尺別・直別）</p>	<p>通院・買い物などの目的で利用されて おり、地域住民の生活に欠かせない区 間</p>	<p>地域公共交通確保維持改善事業（地域 内フィーダー系統）を活用し、利用促 進策等を実施しながら、持続可能な移 動手段を確保する。今後、必要に応じ て運行形態の見直し等を検討する。</p>



変更前

第6章 計画の進行管理

6-2 評価指標の設定

基本方針1 市内拠点を中心とした公共交通軸の活性化と乗換拠点の機能強化による持続可能な公共交通網の形成  
(中略)

表 6 基本方針1に対する評価指標

評価指標	現況値 (H28年度)	目標値 (H38年度)
・市民1人当たりのバス利用割合	7.3%	8.0%
・現状のバスに対する総合的な満足度	5.9%	15.9%

変更後

第6章 計画の進行管理

6-2 評価指標の設定

基本方針1 市内拠点を中心とした公共交通軸の活性化と乗換拠点の機能強化による持続可能な公共交通網の形成  
(中略)

また、標準的な指標として、公共交通の利用者数、公的資金が投入されている公共交通の収支率、公共交通への公的資金投入額を評価指標として設定する。  
⇒釧路市地域公共交通再編実施計画に位置付けた路線ごとの数値との整合性が取れるよう、目標値を設定する。

表 6-1 基本方針1に対する評価指標

評価指標	現況値 (H28年度)	目標値 (H38年度)
・市民1人当たりのバス利用割合	7.3%	8.0%
・現状のバスに対する総合的な満足度	5.9%	15.9%

表 6-2 基本方針1に対する標準的な評価指標

評価指標	現況値 (H30年度)	目標値 (H38年度)
<u>・公共交通の利用者数</u>	<u>4,693千人</u>	<u>3,809千人</u>
<u>・公的資金が投入されている公共交通の収支率</u>	<u>57.74%</u>	<u>59.27%</u>
<u>・公共交通への公的資金投入額</u>	<u>300,177千円</u>	<u>269,042千円</u>

変更前

変更後

表 11 数値目標の測定方法

該当する基本方針	評価指標	調査手法概要等
基本方針 1	・市民 1 人当たりのバス利用割合	計画終了期間までに市内バス路線の乗降調査を実施し、市民 1 人当たりのバス利用割合を算出。
	・現状のバスに対する総合的な満足度	計画終了期間までに釧路市住民ニーズ把握調査を実施の上、確認。
	・公共交通の利用者数	運行事業者からの提供データによる確認。毎年 3 月頃に前年の輸送人員データを収集。
	・公的資金が投入されている公共交通の収支率	運行事業者からの提供データによる確認。毎年 3 月頃に前年の収支率を収集。
	・公共交通への公的資金投入額	各市町村及び道のデータによる確認。毎年 3 月頃に前年の投入額を収集。
基本方針 2	・市民 1 人当たりのバス利用割合	計画終了期間までに市内バス路線の乗降調査を実施し、市民 1 人当たりのバス利用割合を算出。
	・バスシェルターの設置箇所数	計画終了期間までに運行事業者、国、道、市等からの提供データにより確認。
	・バス停の環境に対する満足度	計画終了期間までに釧路市住民ニーズ把握調査を実施の上、確認。
基本方針 3	・公共交通に関するイベントの開催回数	計画終了期間までに運行事業者等からの提供データにより確認。
	・地域住民等と連携したバス停環境の改善件数	計画終了期間までに運行事業者等からの提供データにより確認。
基本方針 4	・バスの運行経路や行き先に対する満足度	計画終了期間までに釧路市住民ニーズ把握調査を実施の上、確認。
基本方針 5	バス利用者に占める観光目的の割合	計画終了期間までに釧路市バス乗降調査を実施し、市民 1 人当たりのバス利用割合を算出。

変 更 前

釧路市地域公共交通網形成計画

平成29年6月

釧路市 総合政策部 都市経営課 企画担当  
〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地  
TEL : 0154-31-4502  
FAX : 0154-22-4473

変 更 後

釧路市地域公共交通網形成計画

平成29年6月

令和6年6月変更

釧路市 総合政策部 都市経営課 企画担当  
〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地  
TEL : 0154-31-4502  
FAX : 0154-22-4473